

旧（令和４年４月）	新（修正素案）																																																																																												
財政部は各部からの要請に基づき、民間の船艇を借り上げる。 （３）鉄道軌道輸送 各部は道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地で物資等を調達したときは、鉄道等によって輸送を行う。 （４）航空機輸送 市本部は災害の状況により航空機輸送を必要とするときは、自衛隊に空中輸送についての出動を要請する。 6－３ 輸送基地及び緊急交通路の確保 （１）輸送基地 災害時における他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するため、市本部で被害状況を勘案し、概ね次の区分により活用を図る。 <table><tr><th>種 別</th><th colspan="3">施 設 名 称</th></tr><tr><td rowspan="6">陸上輸送基地</td><td colspan="3">中枢備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫）</td></tr><tr><td colspan="3">地区備蓄拠点（市内８箇所）</td></tr><tr><td colspan="3">大阪城公園（東部地区）</td></tr><tr><td colspan="3">鶴見緑地</td></tr><tr><td colspan="3">住之江公園</td></tr><tr><td colspan="3">長居公園</td></tr><tr><td rowspan="6">海上輸送基地</td><td rowspan="4">緊急物資輸送 対応施設^{（注）}</td><td>南港地区</td><td>A1～3岸壁（供用） R4～5岸壁（計画中） F7岸壁（計画中）</td></tr><tr><td>此花地区</td><td>北港岸壁 （計画4ハ°-ス：1ハ°-ス供用、3ハ°-ス計画中）</td></tr><tr><td>港地区</td><td>安治川１号岸壁 （計画2ハ°-ス：1ハ°-ス供用、1ハ°-ス計画中）</td></tr><tr><td>大正地区</td><td>鶴浜岸壁（供用）</td></tr><tr><td>幹線貨物輸送 対応施設</td><td>夢洲地区</td><td>C10～12岸壁（供用）</td></tr><tr><td colspan="3">大阪湾浮体式防災基地（移動式）</td></tr><tr><td rowspan="2">航空輸送基地</td><td colspan="3">大阪国際空港</td></tr><tr><td colspan="3">大阪八尾空港</td></tr></table> （注）海上輸送基地のうち、緊急物資輸送対応施設のR4～5岸壁及びF7岸壁は幹線貨物輸送にも対応 （２）緊急交通路 災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、大阪府警察（大阪府公安委員会）は緊急交通路を確保する。 道路管理者（港湾管理者）は、使用可能な緊急交通路を把握するため、大阪府・市と協力して、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により、早急に道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を国、大阪府、市本部及び大阪府警察等に報告する。 （３）重要物流道路の指定等 国土交通省は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、大阪府及び道路管理者（港湾管理者）と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。 （４）輸送路ネットワーク路線 輸送基地、区本部、避難所等と有機的に結ぶため、道路被害状況の調査結果に基づき市本部が国、大阪府、府警察及び道路管理者と協議のうえ緊急交通路を幹線として輸送ネットワーク路線を選定する。市本部は、輸送路ネットワーク路線を選定したときは、市民等が自動車の使用を避けるように報道関係機関等に広報の協力を求める。 6－４ 緊急道路啓開	種 別	施 設 名 称			陸上輸送基地	中枢備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫）			地区備蓄拠点（市内８箇所）			大阪城公園（東部地区）			鶴見緑地			住之江公園			長居公園			海上輸送基地	緊急物資輸送 対応施設 ^{（注）}	南港地区	A1～3岸壁（供用） R4～5岸壁（計画中） F7岸壁（計画中）	此花地区	北港岸壁 （計画4ハ°-ス：1ハ°-ス供用、3ハ°-ス計画中）	港地区	安治川１号岸壁 （計画2ハ°-ス：1ハ°-ス供用、1ハ°-ス計画中）	大正地区	鶴浜岸壁（供用）	幹線貨物輸送 対応施設	夢洲地区	C10～12岸壁（供用）	大阪湾浮体式防災基地（移動式）			航空輸送基地	大阪国際空港			大阪八尾空港			財政部は各部からの要請に基づき、民間の船艇を借り上げる。 （３）鉄道軌道輸送 各部は道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地で物資等を調達したときは、鉄道等によって輸送を行う。 （４）航空機輸送 市本部は災害の状況により航空機輸送を必要とするときは、自衛隊に空中輸送についての出動を要請する。 6－３ 輸送基地及び緊急交通路の確保 （１）輸送基地 災害時における他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するため、市本部で被害状況を勘案し、概ね次の区分により活用を図る。 <table><tr><th>種 別</th><th colspan="3">施 設 名 称</th></tr><tr><td rowspan="6">陸上輸送基地</td><td colspan="3">中枢備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫）</td></tr><tr><td colspan="3">地区備蓄拠点（市内８箇所）</td></tr><tr><td colspan="3">大阪城公園（東部地区）</td></tr><tr><td colspan="3">鶴見緑地</td></tr><tr><td colspan="3">住之江公園</td></tr><tr><td colspan="3">長居公園</td></tr><tr><td rowspan="6">海上輸送基地</td><td rowspan="4">緊急物資輸送 対応施設^{（注）}</td><td>南港地区</td><td>A1～3岸壁（供用） R4～5岸壁（計画中） F7岸壁（計画中）</td></tr><tr><td>此花地区</td><td>北港岸壁 （計画4ハ°-ス：1ハ°-ス供用、3ハ°-ス計画中）</td></tr><tr><td>港地区</td><td>安治川１号岸壁 （計画2ハ°-ス：1ハ°-ス供用、1ハ°-ス計画中）</td></tr><tr><td>大正地区</td><td>鶴浜岸壁（供用）</td></tr><tr><td>幹線貨物輸送 対応施設</td><td>夢洲地区</td><td>C10～12岸壁（供用）</td></tr><tr><td colspan="3">大阪湾浮体式防災基地（移動式）</td></tr><tr><td rowspan="2">航空輸送基地</td><td colspan="3">大阪国際空港</td></tr><tr><td colspan="3">大阪八尾空港</td></tr></table> （注）海上輸送基地のうち、緊急物資輸送対応施設のR4～5岸壁及びF7岸壁は幹線貨物輸送にも対応 （２）緊急交通路 災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、大阪府警察（大阪府公安委員会）は緊急交通路を確保する。 道路管理者（港湾管理者）は、使用可能な緊急交通路を把握するため、大阪府・市と協力して、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により、早急に道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を国、大阪府、市本部及び大阪府警察等に報告する。 （３）重要物流道路の指定等 国土交通省は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、大阪府及び道路管理者（港湾管理者）と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。 （４）輸送路ネットワーク路線 輸送基地、区本部、避難所等と有機的に結ぶため、道路被害状況の調査結果に基づき市本部が国、大阪府、府警察及び道路管理者と協議のうえ緊急交通路を幹線として輸送ネットワーク路線を選定する。市本部は、輸送路ネットワーク路線を選定したときは、市民等が自動車の使用を避けるように報道関係機関等に広報の協力を求める。 6－４ 緊急道路啓開	種 別	施 設 名 称			陸上輸送基地	中枢備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫）			地区備蓄拠点（市内８箇所）			大阪城公園（東部地区）			鶴見緑地			住之江公園			長居公園			海上輸送基地	緊急物資輸送 対応施設 ^{（注）}	南港地区	A1～3岸壁（供用） R4～5岸壁（計画中） F7岸壁（計画中）	此花地区	北港岸壁 （計画4ハ°-ス：1ハ°-ス供用、3ハ°-ス計画中）	港地区	安治川１号岸壁 （計画2ハ°-ス：1ハ°-ス供用、1ハ°-ス計画中）	大正地区	鶴浜岸壁（供用）	幹線貨物輸送 対応施設	夢洲地区	C10～12岸壁（供用）	大阪湾浮体式防災基地（移動式）			航空輸送基地	大阪国際空港			大阪八尾空港		
種 別	施 設 名 称																																																																																												
陸上輸送基地	中枢備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫）																																																																																												
	地区備蓄拠点（市内８箇所）																																																																																												
	大阪城公園（東部地区）																																																																																												
	鶴見緑地																																																																																												
	住之江公園																																																																																												
	長居公園																																																																																												
海上輸送基地	緊急物資輸送 対応施設 ^{（注）}	南港地区	A1～3岸壁（供用） R4～5岸壁（計画中） F7岸壁（計画中）																																																																																										
		此花地区	北港岸壁 （計画4ハ°-ス：1ハ°-ス供用、3ハ°-ス計画中）																																																																																										
		港地区	安治川１号岸壁 （計画2ハ°-ス：1ハ°-ス供用、1ハ°-ス計画中）																																																																																										
		大正地区	鶴浜岸壁（供用）																																																																																										
	幹線貨物輸送 対応施設	夢洲地区	C10～12岸壁（供用）																																																																																										
	大阪湾浮体式防災基地（移動式）																																																																																												
航空輸送基地	大阪国際空港																																																																																												
	大阪八尾空港																																																																																												
種 別	施 設 名 称																																																																																												
陸上輸送基地	中枢備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫）																																																																																												
	地区備蓄拠点（市内８箇所）																																																																																												
	大阪城公園（東部地区）																																																																																												
	鶴見緑地																																																																																												
	住之江公園																																																																																												
	長居公園																																																																																												
海上輸送基地	緊急物資輸送 対応施設 ^{（注）}	南港地区	A1～3岸壁（供用） R4～5岸壁（計画中） F7岸壁（計画中）																																																																																										
		此花地区	北港岸壁 （計画4ハ°-ス：1ハ°-ス供用、3ハ°-ス計画中）																																																																																										
		港地区	安治川１号岸壁 （計画2ハ°-ス：1ハ°-ス供用、1ハ°-ス計画中）																																																																																										
		大正地区	鶴浜岸壁（供用）																																																																																										
	幹線貨物輸送 対応施設	夢洲地区	C10～12岸壁（供用）																																																																																										
	大阪湾浮体式防災基地（移動式）																																																																																												
航空輸送基地	大阪国際空港																																																																																												
	大阪八尾空港																																																																																												

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
道路啓開は、道路の損傷や道路上の障害物等により通行不能となった道路について、応急復旧や障害物除去により通行機能の回復を図るものであり、道路管理者は府警察や他の道路管理者等関係機関と連携して計画的に緊急交通路等について道路啓開作業を行う。	道路啓開は、道路の損傷や道路上の障害物等により通行不能となった道路について、応急復旧や障害物除去により通行機能の回復を図るものであり、道路管理者は府警察や他の道路管理者等関係機関と連携して計画的に緊急交通路等について道路啓開作業を行う。
6－５　輸送用燃料の確保	6－５　輸送用燃料の確保
災害輸送に従事する車両船艇の燃料は、次の方法により調達する。 （１）車両用燃料 ア　各部が保有する燃料を使用する。 イ　各部が契約している給油所において、随時現場で補給する。なお、本市と供給契約中の石油会社の給油カードが配布されている部は、最も近い給油所において、給油カードにより随時現場で補給する。 ウ　災害輸送に従事する場合に、最も近い市有燃料タンクより補給をうける。 エ　協定に基づき燃料を補給する。協定による確保については、「大阪市業務継続計画」による。 （２）船艇用燃料 各部が、船艇所属の燃料タンク（船艇への燃料補給には特殊設備を要するため）から補給することとし、不足するときは取扱業者から補給をうける。	災害輸送に従事する車両船艇の燃料は、次の方法により調達する。 （１）車両用燃料 ア　各部が保有する燃料を使用する。 イ　各部が契約している給油所において、随時現場で補給する。なお、本市と供給契約中の石油会社の給油カードが配布されている部は、最も近い給油所において、給油カードにより随時現場で補給する。 ウ　災害輸送に従事する場合に、最も近い市有燃料タンクより補給をうける。 エ　協定に基づき燃料を補給する。協定による確保については、「大阪市業務継続計画」による。 （２）船艇用燃料 各部が、船艇所属の燃料タンク（船艇への燃料補給には特殊設備を要するため）から補給することとし、不足するときは取扱業者から補給をうける。
6－６　緊急通行車両の事前届出と確認申請	6－６　緊急通行車両の事前届出と確認申請
災害時に以下の用途に関する車両（大阪市が保有する車両及び契約により常時専用使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両）については、災害対策基本法第76条第１項に基づく緊急通行車両として、災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）、又は府知事に対して、基本法施行令第33条による確認申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び同標章の交付を受ける。なお、事前届出車両については、事前届出済証を添付して申請する。 ア　警報の発令及び伝達、避難情報発令に関する車両 イ　消防（道路交通法に定める緊急自動車を除く）、水防、その他の応急措置に関する車両 ウ　被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両 エ　被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両 オ　施設及び設備の応急復旧に関する車両 カ　清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両 キ　犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両 ク　緊急輸送の確保に関する車両 ケ　災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する車両	災害時に以下の用途に関する車両（大阪市が保有する車両及び契約により常時専用使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両）については、災害対策基本法第76条第１項に基づく緊急通行車両として、災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）、又は府知事に対して、基本法施行令第33条による確認申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び同標章の交付を受ける。なお、事前届出車両については、事前届出済証を添付して申請する。 ア　警報の発令及び伝達、避難情報発令に関する車両 イ　消防（道路交通法に定める緊急自動車を除く）、水防、その他の応急措置に関する車両 ウ　被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両 エ　被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両 オ　施設及び設備の応急復旧に関する車両 カ　清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両 キ　犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両 ク　緊急輸送の確保に関する車両 ケ　災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する車両
6－７　交通規制	6－７　交通規制
災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、大阪府、本市、府警察、道路管理者及び港湾管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。 特に、緊急交通路に選定「重点14路線※」及び高速自動車国道等に対しては、大阪府警察大阪府公安委員会が行う緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者（港湾管理者）との連絡・調整を行う。 ※「重点14路線」 以下の14路線ルートを組合せて、市境から梅田新道交差点までの緊急交通路を確保する。 ①国道１号　②国道２号　③国道25号　④国道26号　⑤国道43号　⑥国道163号　⑦国道176号 ⑧国道308号　⑨国道423号　⑩府道大阪池田線　⑪府道大阪生駒線　⑫府道大阪和泉泉南線 ⑬府道大阪高槻京都線　⑭府道大阪中央環状線 （１）緊急交通路の陸上交通の規制 大阪府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記「重点 14 路線」以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、国、大阪府、市町村、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。	災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、大阪府、本市、府警察、道路管理者及び港湾管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。 特に、緊急交通路に選定「重点14路線※」及び高速自動車国道等に対しては、大阪府警察大阪府公安委員会が行う緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者（港湾管理者）との連絡・調整を行う。 ※「重点14路線」 以下の14路線ルートを組合せて、市境から梅田新道交差点までの緊急交通路を確保する。 ①国道１号　②国道２号　③国道25号　④国道26号　⑤国道43号　⑥国道163号　⑦国道176号 ⑧国道308号　⑨国道423号　⑩府道大阪池田線　⑪府道大阪生駒線　⑫府道大阪和泉泉南線 ⑬府道大阪高槻京都線　⑭府道大阪中央環状線 （１）緊急交通路の陸上交通の規制 大阪府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記「重点 14 路線」以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、国、大阪府、市町村、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
大阪府、本市、大阪府警察、道路管理者（港湾管理者含む）は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。 ア 道路管理者（港湾管理者）の役割 （ア）点検 使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を大阪府、本市及び大阪府警察に連絡する。 （イ）通行規制 災害発生時において、道路施設の破損等の事由により、交通の危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する。 なお、道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）に定める様式により表示を行う。 （ウ）道路啓開 道路管理者（港湾管理者）は、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、基本法第76条の 6 により運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、移動を行う。 イ 大阪府警察の役割 （ア）交通管制 被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。 （イ）緊急交通路における交通規制の実施 「重点 14 路線」を組合せた市境から梅田新道交差点までの経路及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。 また、大阪府警察は災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、「重点14路線」以外において、緊急交通路を指定する必要がある場合には、関係機関と連携をとり被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。 ①区間規制 必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、「重点14路線」以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施する。 ②区域規制 被災状況等に応じて区域規制を行う。通行禁止区域は必要に応じ拡大・縮小する。 ウ 相互連絡 本市、大阪府警察と道路管理者（港湾管理者）は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。 エ 交通規制の標識等 大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。 なお、標識等の設置については、事前に関係機関と調整、検討のうえ設置する。 オ 広報 市本部、大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、道路交通の規制の措置を講じた場合には、看板等の掲示又は報道機関を通じて、交通関係業者、一般通行者・車両等に対し、その内容及びう回路等について広報する。 （2）警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両等、消防吏員は消防用緊急車両の通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、同様の措置を講ずる。 （3）海上交通の規制 ア 大阪海上保安監部による海上交通の制限等 大阪海上保安監部長は災害発生時、その規模、態様もしくは海域の状況に応じ、危険防止等のため次の措置をとる （ア）必要に応じて船舶交通の制限又は禁止を行う。	大阪府、本市、大阪府警察、道路管理者（港湾管理者含む）は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。 ア 道路管理者（港湾管理者）の役割 （ア）点検 使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を大阪府、本市及び大阪府警察に連絡する。 （イ）通行規制 災害発生時において、道路施設の破損等の事由により、交通の危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する。 なお、道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）に定める様式により表示を行う。 （ウ）道路啓開 道路管理者（港湾管理者）は、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、基本法第76条の 6 により運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、移動を行う。 イ 大阪府警察の役割 （ア）交通管制 被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。 （イ）緊急交通路における交通規制の実施 「重点 14 路線」を組合せた市境から梅田新道交差点までの経路及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。 また、大阪府警察は災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、「重点14路線」以外において、緊急交通路を指定する必要がある場合には、関係機関と連携をとり被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。 ①区間規制 必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、「重点14路線」以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施する。 ②区域規制 被災状況等に応じて区域規制を行う。通行禁止区域は必要に応じ拡大・縮小する。 ウ 相互連絡 本市、大阪府警察と道路管理者（港湾管理者）は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。 エ 交通規制の標識等 大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。 なお、標識等の設置については、事前に関係機関と調整、検討のうえ設置する。 オ 広報 市本部、大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、道路交通の規制の措置を講じた場合には、看板等の掲示又は報道機関を通じて、交通関係業者、一般通行者・車両等に対し、その内容及びう回路等について広報する。 （2）警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両等、消防吏員は消防用緊急車両の通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、同様の措置を講ずる。 （3）海上交通の規制 ア 大阪海上保安監部による海上交通の制限等 大阪海上保安監部長は災害発生時、その規模、態様もしくは海域の状況に応じ、危険防止等のため次の措置をとる （ア）必要に応じて船舶交通の制限又は禁止を行う。

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）																				
（イ）必要に応じて巡視船艇を派遣し、又は応急標識を設置する。 （ウ）海上交通の規制措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビによる放送及び巡視船艇の巡回等の方法により、海事関係者及び船舶に対する周知に努める。 イ 本市 港湾管理者は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、港湾施設の使用を禁止若しくは制限し又は使用等について必要な指導を行う。 ウ 相互連絡 大阪海上保安監部長と港湾管理者は、災害発生時その規模、態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に通知する。	（イ）必要に応じて巡視船艇を派遣し、又は応急標識を設置する。 （ウ）海上交通の規制措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビによる放送及び巡視船艇の巡回等の方法により、海事関係者及び船舶に対する周知に努める。 イ 本市 港湾管理者は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、港湾施設の使用を禁止若しくは制限し又は使用等について必要な指導を行う。 ウ 相互連絡 大阪海上保安監部長と港湾管理者は、災害発生時その規模、態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に通知する。																				
第 7 節 障害物の除去	第 7 節 障害物の除去																				
災害対策活動の障害とならないよう、がれき、倒木等の障害物を除去し、交通路の確保を行う。	災害対策活動の障害とならないよう、がれき、倒木等の障害物を除去し、交通路の確保を行う。																				
7－1 道路関係障害物の除去	7－1 道路関係障害物の除去																				
（1）実施機関 各機関は相互に協力し、原則として以下の区分で道路の通行に支障となる障害物の除去作業を実施する。なお、相互に連携を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応する。 また、道路上のライフラインや鉄道施設（こ道橋・電柱・架線等）は、各々の施設管理者が実施する。	（1）実施機関 各機関は相互に協力し、原則として以下の区分で道路の通行に支障となる障害物の除去作業を実施する。なお、相互に連携を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応する。 また、道路上のライフラインや鉄道施設（こ道橋・電柱・架線等）は、各々の施設管理者が実施する。																				
<table><tr><th>対象道路</th><th>実施機関</th></tr><tr><td>一般国道（指定区間）</td><td>国土交通省近畿地方整備局</td></tr><tr><td>一般国道（指定区間外） 大阪府道・大阪市道・臨港道路</td><td>大 阪 市</td></tr><tr><td>阪神高速道路 近畿自動車道</td><td>阪神高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</td></tr><tr><td>ライフライン・鉄道施設 （こ道橋・電柱・架線）</td><td>西日本電信電話㈱ 関西電力送配電㈱、交通機関等</td></tr></table>	対象道路	実施機関	一般国道（指定区間）	国土交通省近畿地方整備局	一般国道（指定区間外） 大阪府道・大阪市道・臨港道路	大 阪 市	阪神高速道路 近畿自動車道	阪神高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	ライフライン・鉄道施設 （こ道橋・電柱・架線）	西日本電信電話㈱ 関西電力送配電㈱、交通機関等	<table><tr><th>対象道路</th><th>実施機関</th></tr><tr><td>一般国道（指定区間）</td><td>国土交通省近畿地方整備局</td></tr><tr><td>一般国道（指定区間外） 大阪府道・大阪市道・臨港道路</td><td>大 阪 市</td></tr><tr><td>阪神高速道路 近畿自動車道</td><td>阪神高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</td></tr><tr><td>ライフライン・鉄道施設 （こ道橋・電柱・架線）</td><td>西日本電信電話㈱ 関西電力送配電㈱、交通機関等</td></tr></table>	対象道路	実施機関	一般国道（指定区間）	国土交通省近畿地方整備局	一般国道（指定区間外） 大阪府道・大阪市道・臨港道路	大 阪 市	阪神高速道路 近畿自動車道	阪神高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	ライフライン・鉄道施設 （こ道橋・電柱・架線）	西日本電信電話㈱ 関西電力送配電㈱、交通機関等
対象道路	実施機関																				
一般国道（指定区間）	国土交通省近畿地方整備局																				
一般国道（指定区間外） 大阪府道・大阪市道・臨港道路	大 阪 市																				
阪神高速道路 近畿自動車道	阪神高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社																				
ライフライン・鉄道施設 （こ道橋・電柱・架線）	西日本電信電話㈱ 関西電力送配電㈱、交通機関等																				
対象道路	実施機関																				
一般国道（指定区間）	国土交通省近畿地方整備局																				
一般国道（指定区間外） 大阪府道・大阪市道・臨港道路	大 阪 市																				
阪神高速道路 近畿自動車道	阪神高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社																				
ライフライン・鉄道施設 （こ道橋・電柱・架線）	西日本電信電話㈱ 関西電力送配電㈱、交通機関等																				
（2）除去作業の方法 ア 各機関は、市本部と大阪府及び関係機関と調整し、指定した緊急交通路に配慮して除去作業を実施する。また、緊急的には最小限の交通路を確保する範囲で実施し、その後全面的な除去作業に着手する。 イ 除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議のうえ選定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は環境部と協議のうえ実施する。 ウ 沿道の倒壊家屋、工作物、放置自動車等の障害物除去方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。	（2）除去作業の方法 ア 各機関は、市本部と大阪府及び関係機関と調整し、指定した緊急交通路に配慮して除去作業を実施する。また、緊急的には最小限の交通路を確保する範囲で実施し、その後全面的な除去作業に着手する。 イ 除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議のうえ選定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は環境部と協議のうえ実施する。 ウ 沿道の倒壊家屋、工作物、放置自動車等の障害物除去方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。																				
（3）実施体制 各機関は、情報共有を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応し、必要に応じて協力者等への協力を依頼する。	（3）実施体制 各機関は、情報共有を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応し、必要に応じて協力者等への協力を依頼する。																				
7－2 河川・港湾関係障害物の除去	7－2 河川・港湾関係障害物の除去																				
（1）実施機関 各機関は、相互に協力するとともに、原則として以下の区分で河川及び港湾の水面障害物の除去作業を実施する。	（1）実施機関 各機関は、相互に協力するとともに、原則として以下の区分で河川及び港湾の水面障害物の除去作業を実施する。																				

旧（令和 4 年 4 月）

	<table><tr><th>対象河川</th><th>実施機関</th></tr><tr><td>一級河川（淀川、大和川）</td><td>国土交通省近畿地方整備局</td></tr><tr><td>一級河川（府管理河川）</td><td>大阪府</td></tr><tr><td>一級河川（市管理河川及び知事より委任された河川） 準用河川、普通河川</td><td>大阪市</td></tr><tr><td>大阪港港湾区域</td><td>大阪市</td></tr></table>	対象河川	実施機関	一級河川（淀川、大和川）	国土交通省近畿地方整備局	一級河川（府管理河川）	大阪府	一級河川（市管理河川及び知事より委任された河川） 準用河川、普通河川	大阪市	大阪港港湾区域	大阪市	
対象河川	実施機関											
一級河川（淀川、大和川）	国土交通省近畿地方整備局											
一級河川（府管理河川）	大阪府											
一級河川（市管理河川及び知事より委任された河川） 準用河川、普通河川	大阪市											
大阪港港湾区域	大阪市											
（2）除去作業の方法 各機関は、河川の治水重要度や施設の損壊及び船舶の航行安全確保の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する。 除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定しがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地等への搬送は環境部と協議のうえ実施する。 河川への倒壊家屋、船舶等の障害物の除去の方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。												
（3）関係機関との連携 河川区域と港湾区域が重複する区域の除去作業については、各々の実施機関は実施日等について、双方協議を行い効率的に実施する。												
（4）実施体制 各機関は、相互に連絡して障害物の除去を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。												
第 2 章 避難・安全確保 第 8 節 避難対策												
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。 なお、本市は市民に対して、近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることや、自宅での安全確保が可能な場合の待避についても避難行動であることを周知する。												
8－1 警戒区域の設定												
市民等の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めたときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 なお、大雨等の水害発生時における警戒区域の設定については、浸水想定区域等を考慮する。												
（1）市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）												
（2）警察官又は海上保安官は、市長から要請があったときは警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）												
（3）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他の職権を行うことができる者がその場にいる場合に関り、警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）												
（4）府知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（基本法第 73 条）												

新（修正素案）

	<table><tr><th>対象河川</th><th>実施機関</th></tr><tr><td>一級河川（淀川、大和川）</td><td>国土交通省近畿地方整備局</td></tr><tr><td>一級河川（府管理河川）</td><td>大阪府</td></tr><tr><td>一級河川（市管理河川及び知事より委任された河川） 準用河川、普通河川</td><td>大阪市</td></tr><tr><td>大阪港港湾区域</td><td>大阪市</td></tr></table>	対象河川	実施機関	一級河川（淀川、大和川）	国土交通省近畿地方整備局	一級河川（府管理河川）	大阪府	一級河川（市管理河川及び知事より委任された河川） 準用河川、普通河川	大阪市	大阪港港湾区域	大阪市	
対象河川	実施機関											
一級河川（淀川、大和川）	国土交通省近畿地方整備局											
一級河川（府管理河川）	大阪府											
一級河川（市管理河川及び知事より委任された河川） 準用河川、普通河川	大阪市											
大阪港港湾区域	大阪市											
（2）除去作業の方法 各機関は、河川の治水重要度や施設の損壊及び船舶の航行安全確保の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する。 除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定しがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地等への搬送は環境部と協議のうえ実施する。 河川への倒壊家屋、船舶等の障害物の除去の方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。												
（3）関係機関との連携 河川区域と港湾区域が重複する区域の除去作業については、各々の実施機関は実施日等について、双方協議を行い効率的に実施する。												
（4）実施体制 各機関は、相互に連絡して障害物の除去を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。												
第 2 章 避難・安全確保 第 8 節 避難対策												
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。 なお、本市は市民に対して、近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることや、自宅での安全確保が可能な場合の待避についても避難行動であることを周知する。												
8－1 警戒区域の設定												
市民等の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めたときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 なお、大雨等の水害発生時における警戒区域の設定については、浸水想定区域等を考慮する。												
（1）市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）												
（2）警察官又は海上保安官は、市長から要請があったときは警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）												
（3）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他の職権を行うことができる者がその場にいる場合に関り、警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）												
（4）府知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（基本法第 73 条）												

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）																																
（5）水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定する。（水防法第 21 条） （6）消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。（消防法第 23 条の 2） （7）消防吏員又は消防団員は、火災の現場において消防警戒区域を設定する。（消防法第 28 条） 8－2 避難情報 （1）避難情報の基準 避難情報等は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に市長等が行う。 ア 地震火災又はその他の火災の拡大等により市民等に生命の危険が及ぶと認められるとき イ 大津波警報又は津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき ウ 避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報が発せられたとき エ 河川の水位が上昇し氾濫のおそれがあるとき オ その他災害の状況により必要と認めるとき なお、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。 さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、隣接市等との情報共有や連携を図る。 助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。 また、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を府知事に報告しなければならない。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。 なお、災害発生時に迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 （2）避難情報発令の実施 ア 避難情報発令の実施責任者 <table><tr><th>実 施 責 任 者</th><th>根 拠 法</th></tr><tr><td>市 長</td><td>基 本 法 第60条 1 項</td></tr><tr><td>警 察 官</td><td>基 本 法 第61条 1 項 警察官職務執行法 第 4 条 1 項</td></tr><tr><td>海 上 保 安 官</td><td>基 本 法 第61条 1 項</td></tr><tr><td>自 衛 官</td><td>自 衛 隊 法 第94条 1 項</td></tr><tr><td>知 事</td><td>基 本 法 第60条 6 項</td></tr><tr><td>知事又は その命を受けた職員</td><td>地すべり等防止法 第25条 水 防 法 第29条</td></tr><tr><td>水 防 管 理 者</td><td>水 防 法 第29条</td></tr></table> イ 避難情報発令の内容 避難情報発令を実施する者は、避難対象となる市民等に対し、次の事項を明確にして指示を行い市民等の避難を促すとともに円滑な協力を得るように努める。 （ア）避難指示者 （イ）避難指示を必要とする理由	実 施 責 任 者	根 拠 法	市 長	基 本 法 第60条 1 項	警 察 官	基 本 法 第61条 1 項 警察官職務執行法 第 4 条 1 項	海 上 保 安 官	基 本 法 第61条 1 項	自 衛 官	自 衛 隊 法 第94条 1 項	知 事	基 本 法 第60条 6 項	知事又は その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条 水 防 法 第29条	水 防 管 理 者	水 防 法 第29条	（5）水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定する。（水防法第 21 条） （6）消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。（消防法第 23 条の 2） （7）消防吏員又は消防団員は、火災の現場において消防警戒区域を設定する。（消防法第 28 条） 8－2 避難情報 （1）避難情報の基準 避難情報等は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に市長等が行う。 ア 地震火災又はその他の火災の拡大等により市民等に生命の危険が及ぶと認められるとき イ 大津波警報又は津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき ウ 避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報が発せられたとき エ 河川の水位が上昇し氾濫のおそれがあるとき オ その他災害の状況により必要と認めるとき なお、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。 さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、隣接市等との情報共有や連携を図る。 助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。 また、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を府知事に報告しなければならない。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。 なお、災害発生時に迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 （2）避難情報発令の実施 ア 避難情報発令の実施責任者 <table><tr><th>実 施 責 任 者</th><th>根 拠 法</th></tr><tr><td>市 長</td><td>基 本 法 第60条 1 項</td></tr><tr><td>警 察 官</td><td>基 本 法 第61条 1 項 警察官職務執行法 第 4 条 1 項</td></tr><tr><td>海 上 保 安 官</td><td>基 本 法 第61条 1 項</td></tr><tr><td>自 衛 官</td><td>自 衛 隊 法 第94条 1 項</td></tr><tr><td>知 事</td><td>基 本 法 第60条 6 項</td></tr><tr><td>知事又は その命を受けた職員</td><td>地すべり等防止法 第25条 水 防 法 第29条</td></tr><tr><td>水 防 管 理 者</td><td>水 防 法 第29条</td></tr></table> イ 避難情報発令の内容 避難情報発令を実施する者は、避難対象となる市民等に対し、次の事項を明確にして指示を行い市民等の避難を促すとともに円滑な協力を得るように努める。 （ア）避難指示者 （イ）避難指示を必要とする理由	実 施 責 任 者	根 拠 法	市 長	基 本 法 第60条 1 項	警 察 官	基 本 法 第61条 1 項 警察官職務執行法 第 4 条 1 項	海 上 保 安 官	基 本 法 第61条 1 項	自 衛 官	自 衛 隊 法 第94条 1 項	知 事	基 本 法 第60条 6 項	知事又は その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条 水 防 法 第29条	水 防 管 理 者	水 防 法 第29条
実 施 責 任 者	根 拠 法																																
市 長	基 本 法 第60条 1 項																																
警 察 官	基 本 法 第61条 1 項 警察官職務執行法 第 4 条 1 項																																
海 上 保 安 官	基 本 法 第61条 1 項																																
自 衛 官	自 衛 隊 法 第94条 1 項																																
知 事	基 本 法 第60条 6 項																																
知事又は その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条 水 防 法 第29条																																
水 防 管 理 者	水 防 法 第29条																																
実 施 責 任 者	根 拠 法																																
市 長	基 本 法 第60条 1 項																																
警 察 官	基 本 法 第61条 1 項 警察官職務執行法 第 4 条 1 項																																
海 上 保 安 官	基 本 法 第61条 1 項																																
自 衛 官	自 衛 隊 法 第94条 1 項																																
知 事	基 本 法 第60条 6 項																																
知事又は その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条 水 防 法 第29条																																
水 防 管 理 者	水 防 法 第29条																																

旧（令和４年４月）						新（修正素案）																					
（ウ）避難指示の対象区域 （エ）避難先及び所在地 （オ）避難経路 （カ）注意事項（火災盗難の予防、携行品、服装等） ウ 避難情報の区分 <table><tr><th>区 分</th><th>発令する状態</th></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>災害発生の可能性が予想される場合</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>災害発生のおそれが極めて高い状況等となった場合</td></tr><tr><td>緊急安全確保</td><td>既に災害が発生又は切迫している状況となった場合</td></tr></table> エ 避難情報の発令 （ア）避難の指示を行った場合、市本部長（市長）は府知事に報告する。 （イ）市域の大部分において危険が切迫し、広域避難場所、津波避難ビル・水害時避難ビル等へ市民等が避難する必要が生じた場合は、市本部長（市長）が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難を指示する。なお、緊急かつ必要と認めた場合には、市本部長（市長）に代わり、市副本部長（副市長）、または市危機管理監が避難の指示をする。この場合、直ちに市本部長（市長）に報告する。 （ウ）区本部長（区長）は市本部長（市長）に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、緊急かつ必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ区民等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合、区本部長（区長）は直ちに市本部長（市長）に報告する。 （エ）市本部長（市長）が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行う。 （オ）市本部長（市長）は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。 オ 警戒レベルを用いた避難情報の伝達 避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報に基づく避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達する。^{（注）} （注）避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部は、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。 ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報であり、かつ市町村の避難情報発令の目安として活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、避難情報は市町村が総合的に判断して発令されるものであるので、避難情報は発令しないことがある。						区 分	発令する状態	高齢者等避難	災害発生の可能性が予想される場合	避難指示	災害発生のおそれが極めて高い状況等となった場合	緊急安全確保	既に災害が発生又は切迫している状況となった場合	（ウ）避難指示の対象区域 （エ）避難先及び所在地 （オ）避難経路 （カ）注意事項（火災盗難の予防、携行品、服装等） ウ 避難情報の区分 <table><tr><th>区 分</th><th>発令する状態</th></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>災害発生の可能性が予想される場合</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>災害発生のおそれが極めて高い状況等となった場合</td></tr><tr><td>緊急安全確保</td><td>既に災害が発生又は切迫している状況となった場合</td></tr></table> エ 避難情報の発令 （ア）避難の指示を行った場合、市本部長（市長）は府知事に報告する。 （イ）市域の大部分において危険が切迫し、広域避難場所、津波避難ビル・水害時避難ビル等へ市民等が避難する必要が生じた場合は、市本部長（市長）が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難を指示する。なお、緊急かつ必要と認めた場合には、市本部長（市長）に代わり、市副本部長（副市長）、または市危機管理監が避難の指示をする。この場合、直ちに市本部長（市長）に報告する。 （ウ）区本部長（区長）は市本部長（市長）に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、緊急かつ必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ区民等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合、区本部長（区長）は直ちに市本部長（市長）に報告する。 （エ）市本部長（市長）が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行う。 （オ）市本部長（市長）は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。 オ 警戒レベルを用いた避難情報の伝達 避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報に基づく避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達する。^{（注）} （注）避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部は、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。 ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報であり、かつ市町村の避難情報発令の目安として活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、避難情報は市町村が総合的に判断して発令されるものであるので、避難情報は発令しないことがある。						区 分	発令する状態	高齢者等避難	災害発生の可能性が予想される場合	避難指示	災害発生のおそれが極めて高い状況等となった場合	緊急安全確保	既に災害が発生又は切迫している状況となった場合
区 分	発令する状態																										
高齢者等避難	災害発生の可能性が予想される場合																										
避難指示	災害発生のおそれが極めて高い状況等となった場合																										
緊急安全確保	既に災害が発生又は切迫している状況となった場合																										
区 分	発令する状態																										
高齢者等避難	災害発生の可能性が予想される場合																										
避難指示	災害発生のおそれが極めて高い状況等となった場合																										
緊急安全確保	既に災害が発生又は切迫している状況となった場合																										
表 「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係						表 「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係																					
発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等		発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等																	
				洪水予報	洪水予報					洪水予報	洪水予報																
大阪市	警戒レベル５	緊急安全確保(呼称:緊急安全確保)	既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・高潮氾濫発生情報	大阪市	警戒レベル５	緊急安全確保(呼称:緊急安全確保)	既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・高潮氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 「災害切迫」 ・洪水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 「災害切迫」																
	警戒レベル４	避難指示(呼称:全員避難)	災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。	氾濫危険情報	・高潮警報 ・高潮特別警報 ・高潮注意報（夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの） ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「非常に危険」）		警戒レベル４	避難指示(呼称:全員避難)	災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。	氾濫危険情報	・高潮警報 ・高潮特別警報 ・高潮注意報（夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの）																

旧（令和 4 年 4 月）							新（修正素案）						
気象庁		警戒 レベル 3	高齢者等避難(呼称:高齢者等避難)	災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある者、乳幼児等)とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	氾濫警戒情報	・大雨警報（浸水害） ・洪水警報 ・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「警戒」）	気象庁					・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 「危険」	
		警戒 レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	氾濫注意情報	・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「注意」） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布「注意」）			警戒 レベル 3	高齢者等避難(呼称:高齢者等避難)	災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある者、乳幼児等)とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	氾濫警戒情報	・大雨警報 ・洪水警報 ・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 「警戒」
		警戒 レベル 1	早期注意情報	災害への心構えを高める。					警戒 レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	氾濫注意情報	・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「注意」） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）「注意」
カ 避難情報発令の伝達方法 避難情報発令の伝達は、以下の方法で市本部及び区本部で実施する。 （ア）同報系無線、インターネットやおおさか防災ネットのメール配信サービス、各所属で所有する公用車・自転車・携帯拡声器、又はヘリコプター等、利用可能なあらゆる手段で実施する。 （イ）移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）の緊急速報メールサービスにより実施する （ウ）報道機関との協定に基づき、マスメディアを通じて実施する。 （エ）避難行動要支援者に対しては、（ア）から（ウ）に加え、要配慮者利用施設へのメール配信とともに、自主防災組織の代表者を通じて整備した情報伝達体制により、情報伝達を行う。							カ 避難情報発令の伝達方法 避難情報発令の伝達は、以下の方法で市本部及び区本部で実施する。 （ア）同報系無線、インターネットやおおさか防災ネットのメール配信サービス、各所属で所有する公用車・自転車・携帯拡声器、又はヘリコプター等、利用可能なあらゆる手段で実施する。 （イ）移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）の緊急速報メールサービスにより実施する （ウ）報道機関との協定に基づき、マスメディアを通じて実施する。 （エ）避難行動要支援者に対しては、（ア）から（ウ）に加え、要配慮者利用施設へのメール配信とともに、自主防災組織の代表者を通じて整備した情報伝達体制により、情報伝達を行う。						
キ 避難情報発令の解除 （ア）市本部長は、前記エ（イ）の避難の必要がなくなったと認める時はその旨公示する。なお、解除の伝達は前記カの方法による。 （イ）区本部長は、前記エ（ウ）の避難の必要がなくなったと認める時は速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに市本部長に報告する。							キ 避難情報発令の解除 （ア）市本部長は、前記エ（イ）の避難の必要がなくなったと認める時はその旨公示する。なお、解除の伝達は前記カの方法による。 （イ）区本部長は、前記エ（ウ）の避難の必要がなくなったと認める時は速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに市本部長に報告する。						
（3）洪水予報河川・水位周知河川に関する避難計画 ア 避難の基本方針 （ア）自宅・施設等内での安全確保 自宅・施設等が、浸水想定区域内であっても、自宅・施設等が頑丈なマンション・オフィスビルなどで浸水する深さよりも高い階にあり、かつ自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域の外側の場合の避難行動として居住者・施設管理者等は、自宅・施設等に留まり安全を確保することを検討する。 ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、市民・施設管理者等自身が避難行動を必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る最善の避難行動をとる必要がある。 また、大規模な河川氾濫が発生した場合は、浸水した水が引くまでの避難生活が長期化するおそれがあることから、平時の取組みとして、水・食料などの十分な備えの確保に努める。							（3）洪水予報河川・水位周知河川に関する避難計画 ア 避難の基本方針 （ア）自宅・施設等内での安全確保 自宅・施設等が、浸水想定区域内であっても、自宅・施設等が頑丈なマンション・オフィスビルなどで浸水する深さよりも高い階にあり、かつ自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域の外側の場合の避難行動として居住者・施設管理者等は、自宅・施設等に留まり安全を確保することを検討する。 ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、市民・施設管理者等自身が避難行動を必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る最善の避難行動をとる必要がある。 また、大規模な河川氾濫が発生した場合は、浸水した水が引くまでの避難生活が長期化するおそれがあることから、平時の取組みとして、水・食料などの十分な備えの確保に努める。						
（イ）自宅・施設等外の避難行動 自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側（浸水想定区域外）や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所（小中学校など）の非浸水階に避難する。							（イ）自宅・施設等外の避難行動 自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側（浸水想定区域外）や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所（小中学校など）の非浸水階に避難する。						

旧（令和 4 年 4 月）

表流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

管理者	河川名称	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
国土交通省	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50
	大和川下流	柏原	3.20	4.50	5.10
大阪府	神崎川	三国	3.80	4.85	5.00
	安威川	千歳橋	3.25	3.65	4.00
	石川	玉手橋	3.90	4.60	4.80

①寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路

表警戒レベル及び発令される避難情報

避難情報の内容		発令される避難情報
警戒レベル 5	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・ポンプ運転調整水位に到達したとき

新（修正素案）

表流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

管理者	河川名称	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
国土交通省	淀川	枚方	4.50	5.40	5.50
	大和川下流	柏原	3.20	4.50	5.10

①神崎川、安威川、石川

表警戒レベル及び発令される避難情報

避難情報の内容		発令される避難情報
警戒レベル 5	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル 5 発令水位に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） ・河川が氾濫したとき
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル 4 発令水位に到達したとき
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル 3 発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき
・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者・水防事務組合等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。		

表大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕

管理者	河川名称	観測基準点	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
			警戒レベル 3 発令準備水位	警戒レベル 4 発令水位	警戒レベル 5 発令水位
大阪府	神崎川	三国	4.82	5.03	5.82
	安威川	千歳橋	3.54	4.25	5.13
	石川	玉手橋	二	二	二

※大阪市域の大阪市警戒レベル 4 発令水位・大阪市警戒レベル 5 発令水位は河川管理者から示された水位。
大阪市警戒レベル 3 発令準備水位は大阪市警戒レベル 4 発令水位のおよそ 1 時間前の水位として本市で設定。
※石川の避難情報発令基準は、「石川に災害発生又は切迫の状況が確認され、且つ、東除川が警戒レベル 5 発令水位に到達した場合」とする。

表流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

管理者	河川名称	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
大阪府	神崎川	三国	3.80	4.85	5.00
	安威川	千歳橋	3.25	3.65	4.00
	石川	玉手橋	3.90	4.60	4.80

②寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路

表警戒レベル及び発令される避難情報

避難情報の内容		発令される避難情報
警戒レベル 5	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・ポンプ運転調整水位（警戒レベル 5 発令水位）に到達したとき

旧（令和 4 年 4 月）

			・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき （堤防の決壊に つながるような大量の漏水や亀裂等が 発見されたとき） 河川が氾濫したとき	
警戒レベ ル 4	危険な場所 から全員避 難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 ・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基 準点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき ・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、 ポンプ運転調整水位到達のおよそ 30 分前の水位に到達 したとき		
警戒レベ ル 3	危険な場所 から高齢者 等避難その 他の人避難 準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 ・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基 準点の水位が、大阪市域の避難判断相当水位に到達し、 さらに上昇する見込みとなったとき ・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、 避難判断水位に到達し、さらに上昇する見込みとなった とき		
・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ※ ただし、警戒レベル5は、必ず発令するものではない。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情 報（排水機場や水門、下水ポンプの状況）、降雨の状況など、各種の情報を確認す る。				

表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕

河 川 名 称	観測基準点	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
		警戒レベル3 発令準備水位	警戒レベル4 発令水 位・ポンプ運転調整 水位到達のおよそ 30 分前の水位	警戒レベル5 発令水位・ポンプ運 転調整水位
寝 屋 川	京 橋	3. 14	3. 32	3. 50
第二寝屋川	昭 明 橋	4. 25	4. 55	4. 85
平 野 川	剣 橋	3. 92	4. 16	4. 40
平野川分水路	今里大橋	3. 40	3. 85	4. 63
古 川	桑 才	3. 30	3. 40	3. 67

※寝屋川、第二寝屋川、平野川について、大阪市域の大阪市避難判断水位は、大阪市氾濫危険水位に到達するお
よそ 1 時間前の水位として、河川管理者からの水位上昇量の情報提供をもとに、本市において設定。
なお、大阪市氾濫危険水位は、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ 1 時間前の水位。
※平野川分水路について、各基準水位間の差が小さいことから、避難指示の水位として、河川管理者からの水位
上昇量の情報提供をもとに、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ 30 分前の水位で設定。

表 流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

河 川 名 称	観測基準点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	ポンプ運転 調整水位
寝 屋 川	京 橋	3. 00	3. 20	3. 30	3. 50
第二寝屋川	昭 明 橋	3. 40	4. 40	4. 55	4. 85
平 野 川	剣 橋	3. 30	4. 00	4. 15	4. 40
平野川分水路	今里大橋	3. 30	3. 40	3. 50	4. 63
古 川	桑 才	3. 20	3. 30	3. 40	3. 67

新（修正素案）

			・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき （堤防の決壊に つながるような大量の漏水や亀裂等が 発見されたとき） ・河川が氾濫したとき	
警戒レベ ル 4	危険な場所 から全員避 難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 ・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基 準点の水位が、警戒レベル 4 発令水位に到達したとき ・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、 ポンプ運転調整水位到達のおよそ 30 分前の水位に到達 したとき		
警戒レベ ル 3	危険な場所 から高齢者 等避難その 他の人避難 準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 ・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基 準点の水位が、大阪市域の警戒レベル3 発令準備水位に 到達し、さらに上昇する見込みとなったとき ・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、 警戒レベル3 発令準備水位に到達し、さらに上昇する見 込みとなったとき		
・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ※ ただし、警戒レベル5は、必ず発令するものではない。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情 報（排水機場や水門、下水ポンプの状況）、降雨の状況など、各種の情報を確認す る。				

表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕

河 川 名 称	観測基準点	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
		警戒レベル3 発令準備水位	警戒レベル4 発令水 位・ポンプ運転調整 水位到達のおよそ 30 分前の水位	警戒レベル5 発令水位・ポンプ運 転調整水位
寝 屋 川	京 橋	3. 14	3. 32	3. 50
第二寝屋川	昭 明 橋	4. 25	4. 55	4. 85
平 野 川	剣 橋	3. 92	4. 16	4. 40
平野川分水路	今里大橋	3. 40	3. 85	4. 63
古 川	桑 才	3. 30	3. 40	3. 67

※寝屋川、第二寝屋川、平野川について、大阪市域の大阪市警戒レベル3 発令準備水位は、大阪市警戒レベル4 発
令水位に到達するおよそ 1 時間前の水位として、河川管理者からの水位上昇量の情報提供をもとに、本市におい
て設定。
なお、大阪市警戒レベル4 発令水位は、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ 1 時間前の水位。
※平野川分水路について、各基準水位間の差が小さいことから、避難指示の水位として、河川管理者からの水位上
昇量の情報提供をもとに、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ 30 分前の水位で設定。

表 流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕

河 川 名 称	観測基準点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	ポンプ運転 調整水位
寝 屋 川	京 橋	3. 00	3. 20	3. 30	3. 50
第二寝屋川	昭 明 橋	3. 40	4. 40	4. 55	4. 85
平 野 川	剣 橋	3. 30	4. 00	4. 15	4. 40
平野川分水路	今里大橋	3. 30	3. 40	3. 50	4. 63
古 川	桑 才	3. 20	3. 30	3. 40	3. 67

旧（令和４年４月）					新（修正素案）				
(イ) 水位周知河川 ①天竺川・高川・東除川・西除川					(イ) 水位周知河川 ①天竺川・高川・東除川・西除川				
表 警戒レベル及び発令される避難情報					表 警戒レベル及び発令される避難情報				
避難情報の内容		発令される避難情報			避難情報の内容		発令される避難情報		
警戒レベル５	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の氾濫相当水位に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） 河川が氾濫したとき			警戒レベル５	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル５発令水位に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） ・河川が氾濫したとき		
警戒レベル４	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 観測基準点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき			警戒レベル４	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 観測基準点の水位が、警戒レベル４発令水位に到達したとき		
警戒レベル３	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 ・観測基準点の水位が、避難判断水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき			警戒レベル３	危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備	高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難 ・観測基準点の水位が、警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき		
・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ※ ただし、警戒レベル５は、必ず発令するものではない。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。					・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 ※ ただし、警戒レベル５は、必ず発令するものではない。 ・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。				
表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（ｍ）〕					表 大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（ｍ）〕				
河川名称	観測基準点	警戒レベル３	警戒レベル４	警戒レベル５	河川名称	観測基準点	警戒レベル３	警戒レベル４	警戒レベル５
		警戒レベル３発令準備水位	警戒レベル４発令水位	警戒レベル５発令水位			警戒レベル３発令準備水位	警戒レベル４発令水位	警戒レベル５発令水位
天竺川	天竺川橋	2.20	2.30	3.21	天竺川	天竺川橋	2.20	2.30	3.21
高川	水路橋	1.62	1.70	3.66	高川	水路橋	1.62	1.70	3.66
東除川	大堀上小橋	3.20	3.90	5.29	東除川	大堀上小橋	3.20	3.90	5.29
西除川	布忍橋	3.70	4.00	5.06	西除川	布忍橋	3.70	4.00	5.06
※天竺川、東除川、西除川の水位は、河川管理者から示された水位。（高川は、本市で設定）					※天竺川、東除川、西除川の水位は、河川管理者から示された水位。（高川は、本市で設定）				
表 流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（ｍ）〕					表 流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（ｍ）〕				
河川名称	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	河川名称	観測基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
天竺川	天竺川橋	2.00	2.20	2.30	天竺川	天竺川橋	2.00	2.20	2.30
高川	水路橋	1.50	1.55	1.60	高川	水路橋	1.50	1.55	1.60
東除川	大堀上小橋	2.90	3.20	3.90	東除川	大堀上小橋	2.90	3.20	3.90
西除川	布忍橋	2.50	3.70	4.00	西除川	布忍橋	2.50	3.70	4.00
(ウ) 避難情報発令対象区域 避難情報発令対象区域は、河川管理者が指定・公表している「浸水想定区域図」及び大阪府が公表している「洪水リスク表示図」を基本とし、その範囲については、床上浸水以上が想定される浸水深 50cm 以上を対象とする。 避難情報の対象範囲についての詳細は、資料編に定める					(ウ) その他河川 ①旧淀川流域等の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）				
表 警戒レベル及び発令される避難情報					表 警戒レベル及び発令される避難情報				
避難情報の内容		発令される避難情報			避難情報の内容		発令される避難情報		
警戒レベル５	緊急安全確保	緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保 ・高潮警報発表により三大水門が閉鎖された状況で、警戒レベル５発令水位に到達したとき ・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき） ・河川が氾濫したとき			警戒レベル４	危険な場所から全員避難	避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難 ・高潮警報発表により三大水門が閉鎖された状況で、警戒		

旧（令和４年４月）

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

警戒レベル3

<

旧（令和４年４月）

（３）避難路の利用

大規模な避難を円滑に行うため、原則として、あらかじめ定められた避難路を利用する。

（４）移送

区本部職員等が自力で避難できない避難者を確認した場合は、危機管理部と連携し、防災関係機関の協力を得て車両、船艇、ヘリコプター等で移送する。

また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、大阪海上保安監部、大阪府警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送する。

８－４ 津波からの避難

（１）津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

ア 津波に関する情報の伝達等

市本部、大阪港湾部等は、次の事項に配慮して津波に関する情報を伝達する。

（ア）津波に関する情報が、市民等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。

（イ）船舶に対する伝達

（ウ）船舶の係留強化、港外退避などの措置

（エ）管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

イ 避難対策等

（ア）避難の基本方針

①津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。

②避難指示区域内に住む人は、浸水想定区域外の広域避難場所、一時避難場所等のオープンスペースへ避難する。

③浸水想定区域外への避難が困難な場合（高齢者や要介護者など移動が困難な場合）や時間的に余裕が無い場合は、付近の丈夫な建物（津波避難ビル等）の浸水しない階か、災害時避難所の浸水しない階に避難する。

④避難指示区域外にいる人は、引き続き避難情報の発表に注意する。

（イ）津波による避難指示の対象となる地区※

いずれの場合も災害の状況により、避難指示区域を適宜拡大する。

気象庁発表 対 象 区	津波注意報	大津波警報 津波警報
港	注意喚起 避難指示等の発令なし ^{（注１）}	避難指示 ^{（注２）} （１７区）
大 正		
西 淀 川		
住 之 江		
西 成		
此 花		
淀 川		
福 島		
西		
浪 速		
北		
中 央		
都 島		
旭		
城 東		
鶴 見		
住 吉		
東 淀 川		注意喚起
東 成		

新（修正素案）

（３）避難路の利用

大規模な避難を円滑に行うため、原則として、あらかじめ定められた避難路を利用する。

（４）移送

区本部職員等が自力で避難できない避難者を確認した場合は、危機管理部と連携し、防災関係機関の協力を得て車両、船艇、ヘリコプター等で移送する。

また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、大阪海上保安監部、大阪府警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送する。

８－４ 津波からの避難

（１）津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

ア 津波に関する情報の伝達等

市本部、大阪港湾部等は、次の事項に配慮して津波に関する情報を伝達する。

（ア）津波に関する情報が、市民等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。

（イ）船舶に対する伝達

（ウ）船舶の係留強化、港外退避などの措置

（エ）管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

イ 避難対策等

（ア）避難の基本方針

①津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。

②避難指示区域内に住む人は、浸水想定区域外の広域避難場所、一時避難場所等のオープンスペースへ避難する。

③浸水想定区域外への避難が困難な場合（高齢者や要介護者など移動が困難な場合）や時間的に余裕が無い場合は、付近の丈夫な建物（津波避難ビル等）の浸水しない階か、災害時避難所の浸水しない階に避難する。

④避難指示区域外にいる人は、引き続き避難情報の発表に注意する。

（イ）津波による避難指示の対象となる地区※

いずれの場合も災害の状況により、避難指示区域を適宜拡大する。

気象庁発表 対 象 区	津波注意報	大津波警報 津波警報
港	注意喚起 避難指示等の発令なし ^{（注１）}	避難指示 ^{（注２）} （１７区）
大 正		
西 淀 川		
住 之 江		
西 成		
此 花		
淀 川		
福 島		
西		
浪 速		
北		
中 央		
都 島		
旭		
城 東		
鶴 見		
住 吉		
東 淀 川		注意喚起
東 成		

旧（令和４年４月）				新（修正素案）				
	生　　野				生　　野			
	天　王　寺				天　王　寺			
	阿　倍　野				阿　倍　野			
	東　住　吉				東　住　吉			
	平　　　野				平　　　野			
(注１)漁業従事者、沿岸港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域においては、港湾管理者、河川管理者等と連携し、必要に応じて注意喚起等を行う。				(注１)漁業従事者、沿岸港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域においては、港湾管理者、河川管理者等と連携し、必要に応じて注意喚起等を行う。				
(注２)詳細の避難指示対象範囲については、資料編に定める。				(注２)詳細の避難指示対象範囲については、資料編に定める。				
(２)学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を、あらかじめ整備済みの体制により安全に避難させる。 学校においては、あらかじめ学校ごとに取りまとめてある応急対応策に基づき、避難、保護者への連絡を行うとともに、避難所の初期対応を行う。				(２)学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を、あらかじめ整備済みの体制により安全に避難させる。 学校においては、あらかじめ学校ごとに取りまとめてある応急対応策に基づき、避難、保護者への連絡を行うとともに、避難所の初期対応を行う。				
(３)事業所等における避難誘導 事業者は、警報等の情報に基づいて本市が指定する避難場所のほか、適切な場所に従業員等を避難させるとともに、避難者の受入れに努める。				(３)事業所等における避難誘導 事業者は、警報等の情報に基づいて本市が指定する避難場所のほか、適切な場所に従業員等を避難させるとともに、避難者の受入れに努める。				
(４)地下街、地下施設における避難誘導 地下街、地下施設管理者は、あらかじめ作成済みの計画に基づき、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図る				(４)地下街、地下施設における避難誘導 地下街、地下施設管理者は、あらかじめ作成済みの計画に基づき、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図る				
８－５　地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難				８－５　地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難				
(１)対象地域 地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生する恐れのある地域（総則編第３節３－２（２）津波ウの「図　津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域」　以下、「即時浸水地域」という。）については避難を行う。				(１)対象地域 地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生する恐れのある地域（総則編第３節３－２（２）津波ウの「図　津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域」　以下、「即時浸水地域」という。）については避難を行う。				
(２)避難 ア　避難の開始 地震に伴う堤防沈下等による浸水は、地震発生後に時間的猶予なく発生することから、「５－２避難の指示」によることなく、即時浸水地域内の市民等は、地震発生後速やかに避難（以下、即時避難という。）を開始する。				(２)避難 ア　避難の開始 地震に伴う堤防沈下等による浸水は、地震発生後に時間的猶予なく発生することから、「５－２避難の指示」によることなく、即時浸水地域内の市民等は、地震発生後速やかに避難（以下、即時避難という。）を開始する。				
イ　避難の基本方針 具体的な即時避難の方法の基本方針は次のとおりとする。 （ア）地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階に即時避難を行う。				イ　避難の基本方針 具体的な即時避難の方法の基本方針は次のとおりとする。 （ア）地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階に即時避難を行う。				
（イ）地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。				（イ）地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。				
（ウ）一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要な場合は、津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。				（ウ）一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要な場合は、津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。				
（エ）即時浸水地域内の市民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を行う。				（エ）即時浸水地域内の市民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を行う。				
８－６　広域避難・一時滞在				８－６　広域避難・一時滞在				
災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、市長は、他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。				災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、市長は、他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。				
第９節　避難施設				第９節　避難施設				
９－１　避難場所の管理等				９－１　避難場所の管理等				
(１)広域避難場所の避難状況の把握				(１)広域避難場所の避難状況の把握				

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
広域避難場所に多くの市民等が避難するような大規模災害が発生した場合、区本部の担当者は、広域避難場所の施設管理者の担当者と連携して、避難状況を把握する。 広域避難場所からの避難者の移動など現地での避難者対応が必要な場合は、区本部は現地に職員を派遣して必要な措置をとる。 広域避難場所の施設管理者は、現地での避難状況の把握や避難者の安全確保など区本部の協力に応じるように努める。 なお、広域避難場所を避難以外の災害対策活動の拠点等として利用する場合は、それぞれの活動方針に基づき取り扱うものとする。	広域避難場所に多くの市民等が避難するような大規模災害が発生した場合、区本部の担当者は、広域避難場所の施設管理者の担当者と連携して、避難状況を把握する。 広域避難場所からの避難者の移動など現地での避難者対応が必要な場合は、区本部は現地に職員を派遣して必要な措置をとる。 広域避難場所の施設管理者は、現地での避難状況の把握や避難者の安全確保など区本部の協力に応じるように努める。 なお、広域避難場所を避難以外の災害対策活動の拠点等として利用する場合は、それぞれの活動方針に基づき取り扱うものとする。
９－２　避難所の開設・運営	９－２　避難所の開設・運営
（１）避難所の開設・運営 ア　区本部長は、区職員の中から避難所主任及び係員を担当する区内避難所の開設及び管理にあたらせる。 イ　避難所の運営にあたっては、自主防災組織を中心として「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難所主任・避難者、施設管理者とともに避難所運営を円滑に進めるよう努める。 ウ　区本部長は、被災状況や避難者等の状況に応じ、避難所の集約・閉鎖の判断及び決定する。 エ　市本部は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努める	（１）避難所の開設・運営 ア　区本部長は、区職員の中から避難所主任及び係員を担当する区内避難所の開設及び管理にあたらせる。 イ　避難所の運営にあたっては、自主防災組織を中心として「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難所主任・避難者、施設管理者とともに避難所運営を円滑に進めるよう努める。 ウ　区本部長は、被災状況や避難者等の状況に応じ、避難所の集約・閉鎖の判断及び決定する。 エ　市本部は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努める
（２）避難所開設・運営にあたっての留意事項 ア　要配慮者への配慮 イ　多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。 ウ　家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 エ　避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 オ　指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。 カ　災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。 キ　感染症蔓延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じることで、避難所内での感染拡大防止に努める。 ク　その他、避難所の開設・運営にあたっては、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえる。	（２）避難所開設・運営にあたっての留意事項 ア　要配慮者への配慮 イ　多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。 ウ　家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 エ　避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 オ　指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。 カ　災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。 キ　感染症蔓延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じることで、避難所内での感染拡大防止に努める。 ク　その他、避難所の開設・運営にあたっては、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえる。
（３）その他の災害時避難所の設置 大規模な災害が発生し、指定した避難所の被害が甚大であるか又は避難者が多数のため受入能力を超えた場合、区本部長は臨時の災害時避難所を設営し避難者を受入する。 なお、区本部長は危機管理部長と連携をとり、想定しうる施設の所有者、管理者、占有者又は関係者に事前に承諾を得るものとする。	（３）その他の災害時避難所の設置 大規模な災害が発生し、指定した避難所の被害が甚大であるか又は避難者が多数のため受入能力を超えた場合、区本部長は臨時の災害時避難所を設営し避難者を受入する。 なお、区本部長は危機管理部長と連携をとり、想定しうる施設の所有者、管理者、占有者又は関係者に事前に承諾を得るものとする。
（４）区内で避難者の受入が困難な場合の対応 ア　他の区、又は他都市等への避難の調整 区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない場合、危機管理部長は区本部長からの要請により、他区の災害時避難所への避難の調整を実施する。ただし、災害想定において上記の状況が想定され、区長間で事前に調整済みの区については、当該区間で受入を実施する。 さらに、市内の災害時避難所で対応が困難な場合には、市本部は、大阪府や関西広域連合と連携して、他都市等に避難者の受入を要請する。 イ　他の区からの避難受け入れ 災害時に他区からの避難者の受入要請された区本部長は、あらかじめ受入可能な災害時避難所を提供する。 なお、他区から避難者を受入れる区の住民及び事業者は、受入について理解するとともに、必要に応じ、他区からの避難者とともに避難所運営等に協力するよう努める。	（４）区内で避難者の受入が困難な場合の対応 ア　他の区、又は他都市等への避難の調整 区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない場合、危機管理部長は区本部長からの要請により、他区の災害時避難所への避難の調整を実施する。ただし、災害想定において上記の状況が想定され、区長間で事前に調整済みの区については、当該区間で受入を実施する。 さらに、市内の災害時避難所で対応が困難な場合には、市本部は、大阪府や関西広域連合と連携して、他都市等に避難者の受入を要請する。 イ　他の区からの避難受け入れ 災害時に他区からの避難者の受入要請された区本部長は、あらかじめ受入可能な災害時避難所を提供する。 なお、他区から避難者を受入れる区の住民及び事業者は、受入について理解するとともに、必要に応じ、他区からの避難者とともに避難所運営等に協力するよう努める。

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
（５）避難所の早期解消のための取組み等 大阪府、本市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する避難者の低減、避難所の早期解消に取り組む。 ア 応急仮設住宅の供与等 都市整備部は、大阪府や他の公共団体等と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な供与及び公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。 イ 自宅の活用 計画調整部は被災宅地危険度判定を迅速に実施する。 また、都市整備部は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。 さらに区本部は自宅に戻った避難者へも、避難所における避難物資の供給等に努める。	（５）避難所の早期解消のための取組み等 大阪府、本市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する避難者の低減、避難所の早期解消に取り組む。 ア 応急仮設住宅の供与等 都市整備部は、大阪府や他の公共団体等と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な供与及び公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。 イ 自宅の活用 計画調整部は被災宅地危険度判定を迅速に実施する。 また、都市整備部は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。 さらに区本部は自宅に戻った避難者へも、避難所における避難物資の供給等に努める。
第１０節 避難行動要支援者に関する対策	第１０節 避難行動要支援者に関する対策
１０－１ 避難行動要支援者避難支援	１０－１ 避難行動要支援者避難支援
避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の定めによる。 ア 避難行動要支援者、自らの取組み（自助） 災害発生時に自身又は家族等の支援で適切な避難行動を行う。 イ 自主防災組織を中心とした地域の取組み（共助） 避難支援者は、第一に本人又は家族等の生命及び身体を守ることを大前提とし、地域の特性に応じてあらかじめ企画、立案した避難行動支援活動を、地域及び事業者との協働により実施する。 ウ 本市の取組み（公助） 災害発生又は発生するおそれのあるときは、以下の目安を参考とし、災害状況を判断しながら「大阪市避難行動要支援者名簿」を避難支援等関係者となる自主防災組織へ提供する。 ☐目安 ☐震度6弱以上 ☐避難準備・高齢者等避難発令時 ☐提供先 ☐地域本部 ☐その他、区長が認めるもの	避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の定めによる。 ア 避難行動要支援者、自らの取組み（自助） 災害発生時に自身又は家族等の支援で適切な避難行動を行う。 イ 自主防災組織を中心とした地域の取組み（共助） 避難支援者は、第一に本人又は家族等の生命及び身体を守ることを大前提とし、地域の特性に応じてあらかじめ企画、立案した避難行動支援活動を、地域及び事業者との協働により実施する。 ウ 本市の取組み（公助） 災害発生又は発生するおそれのあるときは、以下の目安を参考とし、災害状況を判断しながら「大阪市避難行動要支援者名簿」を避難支援等関係者となる自主防災組織へ提供する。 ☐目安 ☐震度6弱以上 ☐避難準備・高齢者等避難発令時 ☐提供先 ☐地域本部 ☐その他、区長が認めるもの
第１１節 学校園等における避難	第１１節 学校園等における避難
１１－１ 学校園等の災害発生時の対策	１１－１ 学校園等の災害発生時の対策
（１）授業時間中の対応 ア 教職員等は、災害発生時、直ちに、幼児、児童、生徒（以下「児童等」という）の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。 イ 校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。 ※自然災害をはじめとする緊急事態全般	（１）授業時間中の対応 ア 教職員等は、災害発生時、直ちに、幼児、児童、生徒（以下「児童等」という）の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。 イ 校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。 ※自然災害をはじめとする緊急事態全般
（２）授業時間外の対応 ア 校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。 イ 教職員等は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。	（２）授業時間外の対応 ア 校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。 イ 教職員等は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。